

飯山市青少年健全育成団体等特別支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青少年の健全育成に併せ、スポーツ又は文化活動の強化若しくは向上を図るため、全国大会又は県大会（コンクール等を含む。以下これらを「全国大会等」という。）の上位を目指す団体若しくは個人（以下「団体等」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯山市補助金等交付規則（昭和36年飯山市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 補助金の交付対象となる団体等は、次に掲げるすべての条件を満たす団体等とする。ただし、中学校及び高等学校のクラブ活動等は除くものとする。

- (1) 青少年（高校生以下に限る。）の健全育成に係る自主的かつ営利を目的としない団体等で、市内を活動基盤とするスポーツ又は文化活動を行う団体等
- (2) 全国大会等において上位の競技水準又は活動水準を目指す団体等

(交付条件)

第3条 補助金の交付条件として、次に掲げるすべての条件を満たしていること。

- (1) 団体等としての育成事業にかかる計画及び予算が策定されていること。
- (2) 補助金の収入が当該団体等の主たる収入でないこと。
- (3) 補助対象となる活動について、本市の他の補助金を受けていないこと又は受ける予定がないこと（本市から補助金が交付されている団体等からの補助金を含む。）。
- (4) 事業計画の内容に妥当性があり、団体等の継続的な活動への期待がされるもの又は団体等の活動実績及び事業内容の充実により、その後の活動の展開に有効であることが期待されるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、交付対象事業としない。

- (1) 宗教関連事業及び公序良俗に反する事業
- (2) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

(補助対象経費)

第4条 対象経費は、全国大会等において上位の成績を得るために行う事業のうち、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 指導者への報酬
- (2) 交通費
- (3) 備品費
- (4) 前各号に掲げる費用のほか、第7条に規定する特別支援金審査委員会が必要と認めるもの

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、交付対象経費の10分の8以内とし、団体にあつては年間10万円を、個人にあつては年間4万円を限度とする。

2 補助金の交付は、1団体又は1個人につき5回を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体等は、教育委員会が定める日までに、飯山市青少年健全育成団体等特別支援事業補助金交付申請書（様式第1号）及び飯山市青少年健全育成団体等特別支援事業計画書（様式第2号）を提出するものとする。

(審査)

第7条 前条の内容を審査するために、特別支援金審査委員会を設けるものとする。

2 前項の特別支援金審査委員会は、飯山市体育協会会長、飯山市芸術文化協会会長、飯山市青少年育成補導員会会長、飯山市子ども会育成連絡協議会会長、教育長及び教育部長をもって組織する。

(決定通知)

第8条 規則第6条に規定する決定の通知は、飯山市青少年健全育成団体等特別支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、飯山市青少年健全育成団体等特別支援事業実績報告書(様式第4号)によるものとする。

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日とする。

(確定通知)

第10条 規則第13条に規定する額の決定の通知は、飯山市青少年健全育成団体等特別支援事業補助金交付額確定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(交付請求)

第11条 規則第14条の3に規定する交付の請求書は、飯山市青少年健全育成団体等特別支援事業補助金交付(概算払)請求書(様式第6号)によるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

